

改正案	現行
<p style="text-align: center;">三重県 ICT 導入支援事業実施要領</p> <p>第 1 ～ 4 条 (略)</p> <p>(補助の要件)</p> <p>第 4 条 当該年度において、以下の要件を全て満たすことを補助の要件とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修として、令和 5 年 8 月 3 日に厚生労働省が開催した「第 3 回生産性向上ビギナーセミナー(東海・近畿)」のオンデマンド配信(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2023.html)を視聴すること。</u></p> <p><u>(8) 厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り参加すること。(厚生労働省等から補助事業者に対して直接協力依頼を打診する場合がある。)</u></p> <p>第 5 ～ 1 4 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は令和 6 年 2 月 1 6 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">三重県 ICT 導入支援事業実施要領</p> <p>第 1 ～ 4 条 (略)</p> <p>(補助の要件)</p> <p>第 4 条 当該年度において、以下の要件を全て満たすことを補助の要件とする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>第 5 ～ 1 4 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>